

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年3月18日

建設部建築住宅課長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県住まいのシュー活企画・運営委託業務

(2) 業務の目的

令和5年住宅・土地統計調査の結果から、長野県内の持ち家で主世帯が75歳以上の高齢者のみの世帯（以下空き家予備軍の所有者）は113,300世帯あること。また、令和7年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、今後5～10年で、多くの住まいが相続や施設への住み替えという大きな転換期を迎えること等から、空き家の大量発生が懸念される。

空き家が放置されると、景観の悪化、不法侵入や放火のリスク等による治安悪化など地域幸福度の低下に繋がるとともに、移住者向け等の住まい確保に支障をきたすなど地域一帯に大きな影響がある。

そこで本業務は、空き家の大量発生を防ぐため、近い将来空き家になる可能性が高い空き家予備軍の所有者に対し、空き家に関する課題や対策等について発信するセミナー及び相談会を開催し、今のうちから空き家を所有する負担やリスクを具体的に考え、「住宅を空き家にしない」という意識の醸成を図るとともに、将来空き家になることが見込まれる住まいの管理、活用、売却、除却等が自発的に行われるよう対策を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

- ①セミナー・相談会の企画・運営・アンケート調査の実施及び報告書等の作成
- ②セミナー・相談会に係る広報・周知
- ③空き家管理・活用に関するコンテンツ作成

(4) 仕様等

別添業務委託仕様書（案）のとおりに従う。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ①セミナー・相談会に関する企画
- ②広報戦略・スケジュール
- ③過去類似業務の実績
- ④業務等の実施体制

⑤業務等に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和9年3月19日

(8) 費用の上限額

5,500,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がA又はBに区分されている者であること。
- (6) 過去3年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (7) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適性を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ①同種又は類似の業務の実績については、概要の分かる資料を添付してください。

②特定の従事者を他の企業の者とする場合など、当該業務の一部を再委託する場合はその内容が分かる記載としてください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託することは出来ません。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380—8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県建設部建築住宅課建築企画係
電 話	026-235-7319
F A X	026-235-7479
メール	kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

①提出期限 令和8年3月30日（月曜日）午後4時30分まで

（持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日は除き、午前9時から午後4時30分まで。）

②提出先 3(4)に同じ。

③提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに建設部建築住宅課に到達したもの、メールによる場合は提出期限までに提出先のメールアドレスで受信出来たものに限ります。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

①参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により建設部建築住宅課長から通知します。

②上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により建設部建築住宅課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

①応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

②参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 公告日から令和8年4月10日(金曜日)まで。
- (3) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 建設部建築住宅課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年4月14日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、下記の事項を記載してください。様式第8号の附表の提出を基本としますが、任意様式でも構いません。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ①業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ②「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ①受付場所 3(4)に同じ。
- ②受付期間 公告日から令和8年4月10日(金曜日)まで。
- ③受付時間 午前9時から午後4時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ④受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ⑤回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ①提出期限 令和8年4月17日(金曜日)午後4時30分まで(持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日は除き、午前9時から午後4時30分まで。)
- ②提出先 3(4)に同じ。
- ③提出部数 7部
- ④提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに建設部建築住宅課に到達したものに限りま

す。また、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目		評価内容	配点
1 業務の内容	業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務全般において、目的を理解した提案内容となっているか。 ・提案内容が対象者への訴求力が高く、魅力的な提案となっているか。 	25
	広報戦略・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的に沿ったセミナー・相談会となっているか。(対象者がセミナー・相談会に参加したいと思う内容か、また参加したことにより、対象者の行動に変容が起きると期待される内容になっているか。対象者の参加が見込まれる時期を想定できているか。) ・対象者にメッセージを届けるため、適切な広報媒体を適切な時期に選定・計画できているか。 	30
	業務の実績・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・同種又は類似の業務の履行実績等から、効果的に業務を履行することが期待出来るか。 	20
	業務の実施体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実かつ適切に実施する体制が十分であるか。また、委託者及び関係機関との円滑な調整・協議ができる体制となっているか。 	15
2 業務の価格	費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に対して必要な経費が適切に見積もられ、企画提案の内容、効果等からみて適切な範囲内であるとともに、県の予算の範囲内であるか。 	10

(7) 企画提案の選定の方法

- ①提案を評価するために、企画提案評価会議（座長1名、座長代理1名、構成員若干名）を開催し、提出書類により評価を行います。ただし参加申込者には出席を求めません。
- ②企画提案評価会議の各構成員は項目ごとにA～Eの5段階で評価します。（「A：非常に優秀」、「B：優秀」、「C：普通」、「D：やや劣る」、「E：劣る」）
- ③項目ごとの評価点は、各項目の配点に対して、5段階で評価したA～Eのそれぞれ係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2）を乗じた点数とします。
- ④各構成員は評価結果により順位付けを行います。同点の場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。
- ⑤各構成員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は3点、3位は1点、4位以下は0点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。

なお、最も得点の高い者の評価点について、60点未満の採点を行った構成員が過半数以上いた場合は委託候補者として選定しません。

⑥プレゼンテーションの実施日時及び場所

プレゼンテーションは実施しません。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

①企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により建設部建築住宅課長から通知します。

②上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により建設部建築住宅課長から通知します。

③見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、建設部建築住宅課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

①(8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により建設部建築住宅課長に対して非該当理由について説明を求められます。

②非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

①企画提案書は複数提出することはできません。

②提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③提出された企画提案書は、返却しません。

④企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（任意様式）を建設部建築住宅課長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、建設部建築住宅課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県建設部建築住宅課建築企画係
電 話	026-235-7319
F A X	026-235-7479
メール	kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

様式第3号（第13第2項、第3項）

参加申込書

年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(個人にあつては住所、氏名)

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、資格要件具備説明書類を添えて参加を申し込みます。

記

- 1 対象業務名
長野県住まいのシュー活企画・運営委託業務
- 2 公告日
令和8年3月 日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

年 月 日

参加要件具備説明書類総括書

提出者名

1 公募型プロポーザル方式実施公告の「2 応募資格要件(1)から(7)」に関する資格要件を満たすことが確認できる書類
別紙のとおり（任意様式）

2 長野県入札参加資格者登録番号及び等級区分

登録番号	等級区分

3 同種又は類似の業務の実績

業務名			
(1) 発注者名			
(2) 契約金額			
(3) 履行期間			
(4) 業務の概要			

- (注) 1 事業者としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
2 実績は、公告の日から過去3年以内に履行した業務を対象とする。
3 上記実績を証する契約書の写しを添付すること。

4 当該業務の実施体制

(1) 責任者

職・氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		

(2) 従事者

職・氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		

(注) 職歴等に記載する最近の主な業務経歴は、公告の日から過去3年以内に履行した業務を対象とする。

様式第6号、様式第7号（第17第3項、第18第2項）

業 務 等 質 問（回 答）書

提出日： 年 月 日

発注機関名	建設部建築住宅課	公 告 日	令和8年3月 日
業 務 名 業 務 箇 所 名	長野県住まいのシュール活企画・運営委託業務 長野県内		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質問内容			

様式第8号（第19第2項）

企 画 提 案 書

年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
(個人にあつては住所、氏名)

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

- 1 対象業務名
長野県住まいのシュー活企画・運営委託業務

- 2 公告日
令和8年3月 日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

企 画 書

提出者名

1 業務の実施者	氏名		住所	
2 業務に対する解釈				
3 業務の実施体制				
4 業務の実施方法 (現状・課題の抽出、整理)				
5 業務に要する経費及びその内訳				
6 予算執行者との協議及び予算執行者への報告に関する事項				
7 再委託の予定				
8 企画協力等の予定				
9 その他				